

上天草市第4次財政計画

令和2年2月

上天草市

目 次

I	財政計画の概要	1
1	これまでの取組み.....	1
2	計画策定の目的.....	1
3	計画の位置付け.....	2
4	計画期間.....	2
II	本市財政の現状	3
1	歳入の状況.....	3
2	自主財源・依存財源の状況.....	4
3	歳出の状況.....	4
4	収支の状況.....	5
5	基金残高の状況.....	6
6	市債残高の状況.....	6
7	財政指標の推移.....	7
8	公営企業への繰出しの状況.....	7
III	財政計画	9
1	歳入の見通し.....	9
2	自主財源・依存財源の状況.....	13
3	歳出の見通し.....	14
4	収支の見通し.....	18
5	本市人口の推移.....	20
6	健全な財政運営に向けた取組み方針.....	21

I 財政計画の概要

1 これまでの取組み

平成 16 年 3 月 31 日に 4 町合併により新設された本市は、合併前の各旧町時代における大規模事業の実施に伴う市債の増発により、多額の市債償還に追われ、早期健全化団体への転落も危ぶまれる状況にありました。

そこで、この危機的状況から脱却するため、平成 19 年度に財政健全化計画（第 1 次リバイバルプラン：計画期間 5 年（平成 19～23 年度））を策定し、人件費をはじめ、事務管理経費の削減、普通建設事業の抑制等の内部努力のほか、市単独補助金等の減額など、市民の皆さまにも御協力を賜りながら、多額の市債を返済することで、財政危機を一時的に乗り越えることができました。

第 1 次リバイバルプラン終了後も内部努力による経費節減を継続するとともに、自主財源の確保に向けた取組みを強化するため、平成 24 年度に、第 2 次財政計画（第 2 次リバイバルプラン：計画期間 2 年（平成 24～25 年度））を策定し、行政サービスの選択と集中、内部努力による人件費や普通建設事業の抑制により捻出された財源を、雇用の創出、人口減少の抑制及び地域力の向上に効果の高い施策へ集中投下することで、自主財源となる税収の向上を図り、好循環を生み出せるよう、全庁的に取組みました。

これらの取組みにより財政状況は改善したものの、普通交付税の一本算定化に向けた段階的縮減により、平成 26 年度からの 5 年間で普通交付税が約 16 億円少なくなることが見込まれていたことや、当時は平成 27 年 10 月から 10%に上がる見込みであった消費税の増税による消費の冷え込みに対する懸念、少子化対策等に伴う扶助費の増加、市債や地方交付税の代替措置である臨時財政対策債の償還額の高止まりなど、財政の硬直化が進みつつあった状況の中で、第 3 次財政計画（計画期間 6 年（平成 26～31 年度））を策定し、歳入に見合った歳出予算を組めるよう事業の選択と集中を図り、長期的・安定的な住民サービスを提供できる財政基盤の確立に努めました。

また、本市の行政改革の基本となる「上天草市行政改革大綱」の取組みとして、財政基盤の強化、自主財源の確保、行政コストの削減を柱として、市民との連携と調和により財政健全化を図り、将来を見据えた財政運営に努めました。

2 計画策定の目的

4 町合併から 17 年目を迎える今、まちの未来づくり計画である「第 2 次総合計画」に掲げる最重点戦略をはじめ、各種施策に引き続き取り組むことが重要ですが、合併に伴い必要となる事業に活用できる合併特例債の発行期限が合併から 20 年目（令和 5 年度）までであることや、今年度からの普通交付税の一本算定化により本市歳入の約 4 割を占める普通交付税が減少するなど、財政運営が一層厳しくなることが懸念されます。

こうした状況の中で、集中的な投資と健全な財政運営の両立を図り、4 町合併から 20 年後の本市財政の姿を的確に見通すため、第 4 次財政計画を策定しました。

3 計画の位置付け

本計画は、まちの未来づくり計画である「第2次総合計画（後期基本計画）（平成31年3月策定）」における個別計画として位置付け、「上天草市行政改革大綱」と相互に関連付けるとともに、予算編成等の指針とします。

4 計画期間

本計画の期間は、第3次財政計画に続く令和2年度から、第2次総合計画（後期基本計画）の終期である令和5年度までの4年間とします。

なお、合併特例債の発行期限が令和5年度までであることから、その後の本市財政の姿を示すため、令和6年度までの財政収支を試算します。

また、令和元年度と令和2年度についてはそれぞれ直近の予算額を用い、令和元年度予算額には平成30年度からの繰越予算額を含めて試算します。

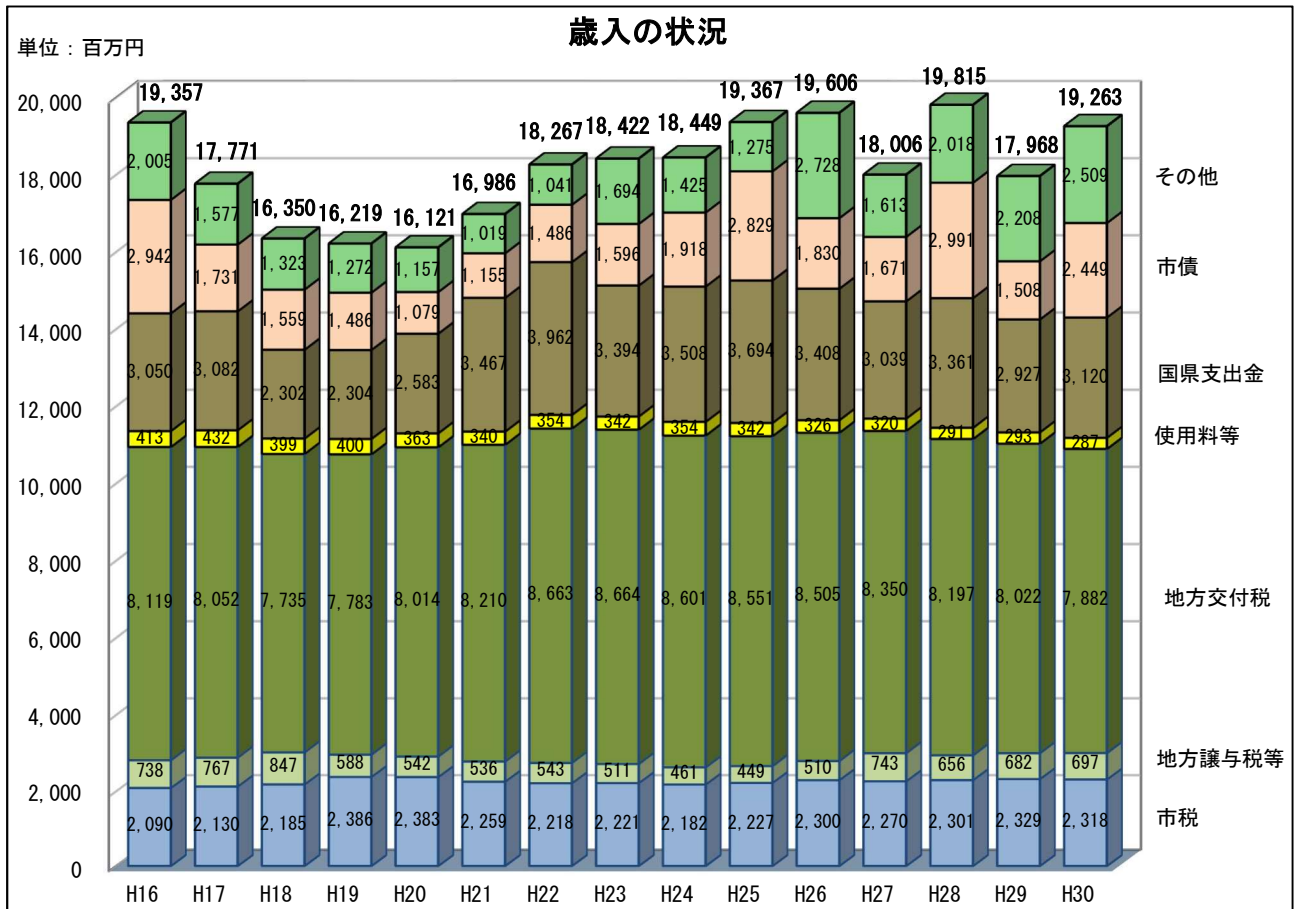
Ⅱ 本市財政の現状 — 合併初年度（平成 16 年度） ～ 平成 30 年度 —

1 歳入の状況

本市の歳入は、合併初年度の 194 億円から、平成 17 年度の国勢調査における人口減の影響等による普通交付税の減少や、普通建設事業費等を抑制した影響による国県支出金及び市債の減少により、平成 21 年度にかけて 160 億円台に減少しました。

その後、平成 22 年度地方財政計画における地域活性化・雇用対策特例費の新設による地方交付税の増加、子ども手当の創設や国の経済対策による国県支出金の増加、合併特例債を活用したハード整備等による市債発行額の増加により、平成 25 年度には 190 億円台に増加しました。

近年では、平成 26 年度から始まった普通交付税の合併算定替えに係る段階的縮減により、普通交付税は減少傾向にあります。平成 28 年度は、地域振興基金積立ての財源として合併特例債を発行（11.4 億円）したことや、ふるさと応援寄附金の増加（対 H27 比 3 億円増）、平成 30 年度は、普通建設事業費の増加に伴う市債発行額の増加（対 H29 比 9.4 億円増）や、ふるさと応援寄附金の増加（対 H29 比 1.1 億円増）により 190 億円を超えましたが、これらの特殊要因を除けば、おおむね 180 億円前後で推移しています。

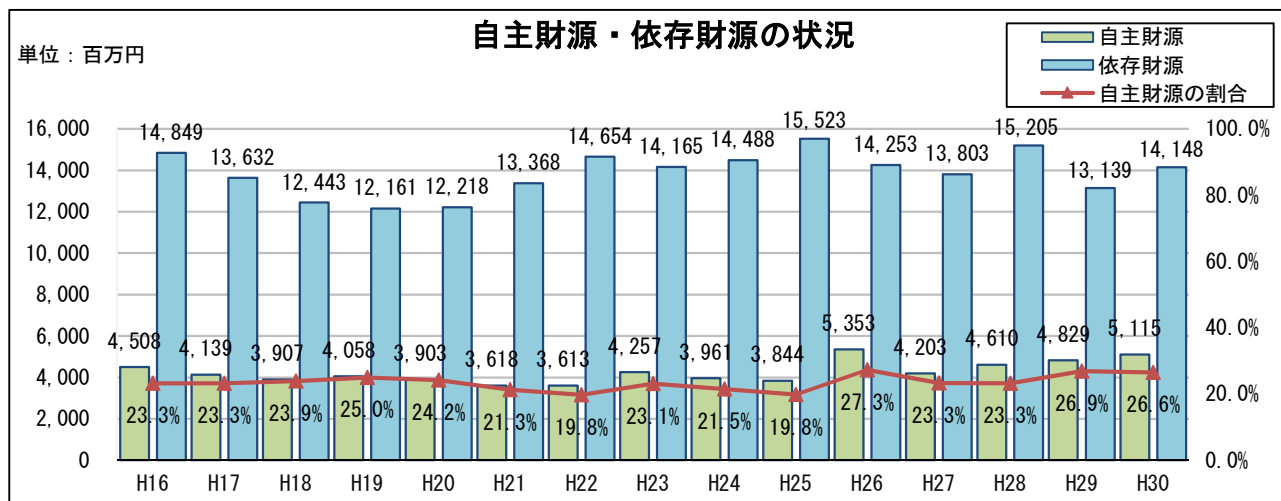


2 自主財源・依存財源の状況

自主財源は、本市が自主的に収入できる財源で、市税、使用料、手数料、財産収入、寄附金、基金繰入金等があります。

依存財源は、国・県が定める具体的な基準ないし意思決定に基づき収入する財源で、地方譲与税、地方交付税、国県支出金、市債などがあります。

歳入に占める自主財源の割合は、財政運営の自主性・安定性を図る尺度になりますが、本市の場合、おおむね 20% 台で推移しており、改善は難しい状況にあります。



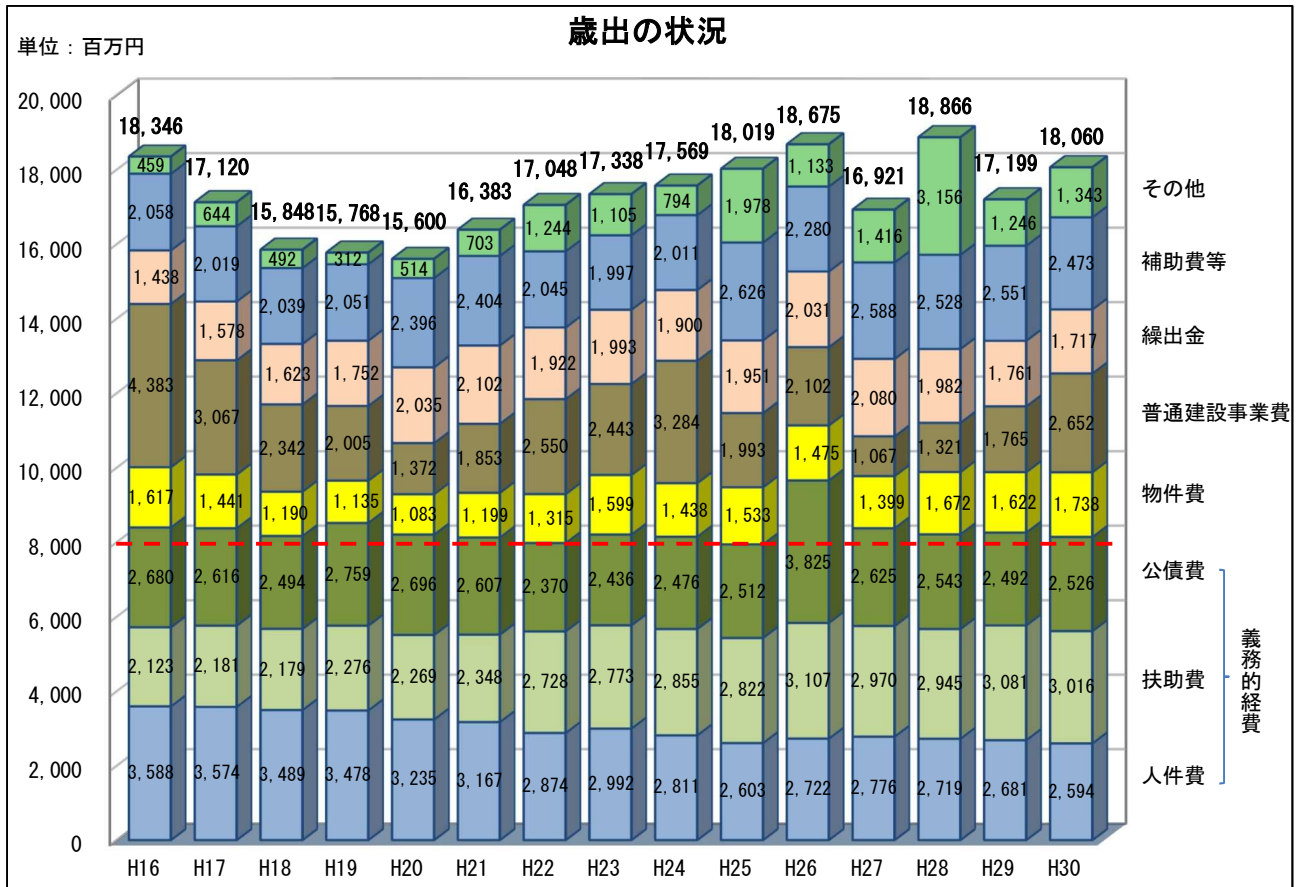
3 歳出の状況

本市の歳出は、合併初年度の 183 億円から、人件費・事務管理経費の節減や普通建設事業費の抑制等により、平成 20 年度には 156 億円まで減少しました。

しかし、平成 22 年度における子ども手当の創設に伴う事業費の増加、子育て施策の充実に伴う保育所施設給付費等の増加、学校の耐震化事業や松島庁舎建設事業等の合併特例債等を活用した普通建設事業費の増加、上天草総合病院や水道事業への補助費等及び国民健康保険事業や介護保険事業等への繰出額の高止まりにより、平成 25 年度には 180 億円まで増加しました。

近年では、平成 26 年度に行った市債の繰上償還（11 億円）、平成 28 年度に行った地域振興基金の積立て（12 億円）といった特別な要因を除き、170 億円前後で推移しています。

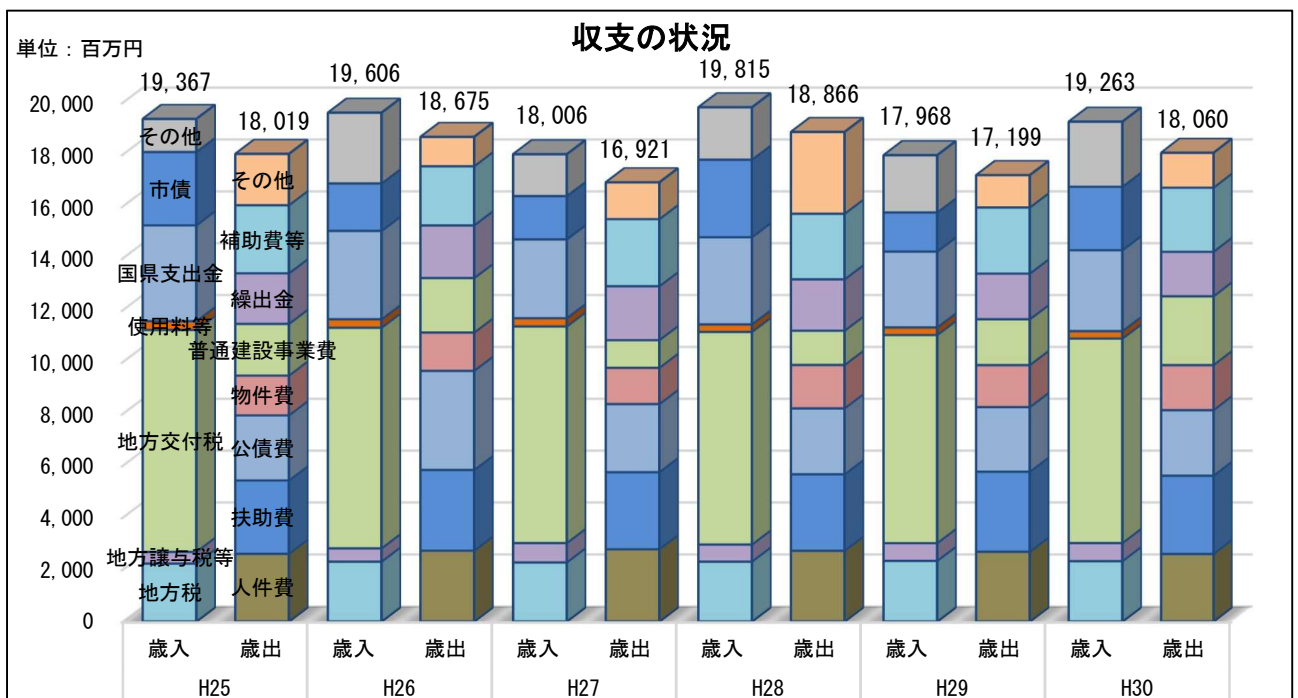
人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費は、平成 26 年度を除いて、おおむね 80 億円台で推移しています。人件費は職員数の削減等により減少していますが、少子化対策等による社会保障費の増加により、扶助費は増加傾向にあります。公債費は、繰上償還や市債発行額の抑制に取り組む一方、発行期限が令和 5 年度までとなる合併特例債を活用した地域振興基金の積立て、公共施設の耐震化・統廃合・新規事業の実施により、横ばいで推移しています。



4 収支の状況

第3次財政計画を策定した平成25年度から、直近の平成30年度までの本市の収支状況は次のとおりです。

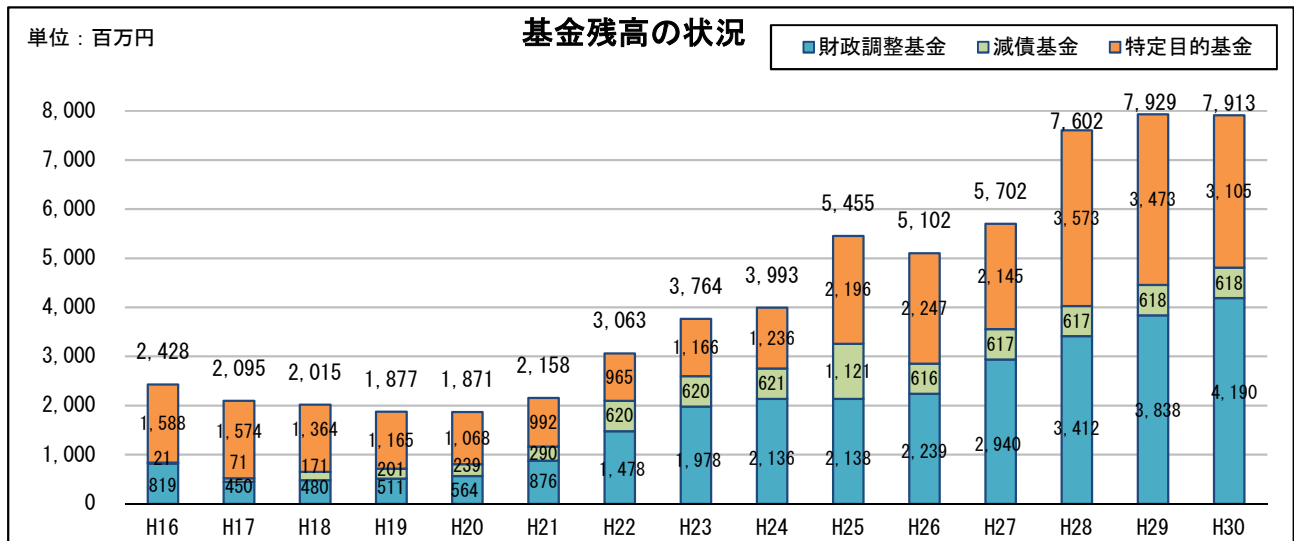
歳入に見合った歳出予算を編成し、事業の選択と集中を図り、長期的・安定的な住民サービスを提供できる財政基盤の確立に努めた結果、実質収支は黒字を維持しています。



5 基金残高の状況

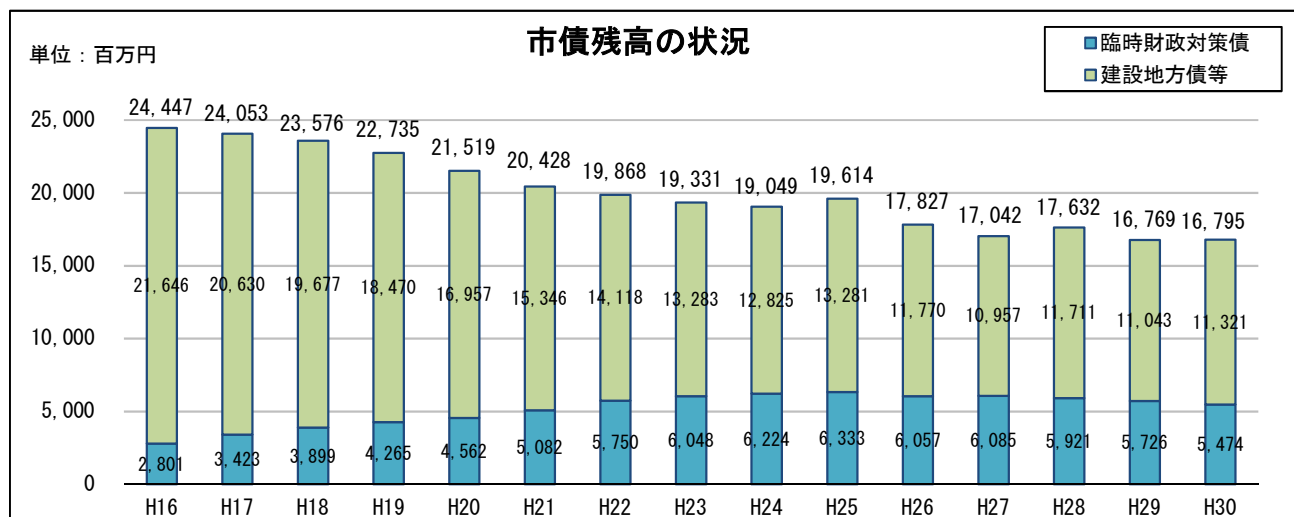
本市の基金残高は、合併初年度の 24 億円から、平成 30 年度末には約 3 倍の 79 億円に増加しました。

内訳では、年度間の財源の過不足を調整するための財政調整基金が 8 億円から約 5 倍の 42 億円に増加しました。市債を計画的に償還するための減債基金は、合併当初は 2 千百万円とごく僅かでしたが、6 億円に増加しました。特定の目的のために積立てる特定目的基金は、16 億円から 31 億円に増加しました。



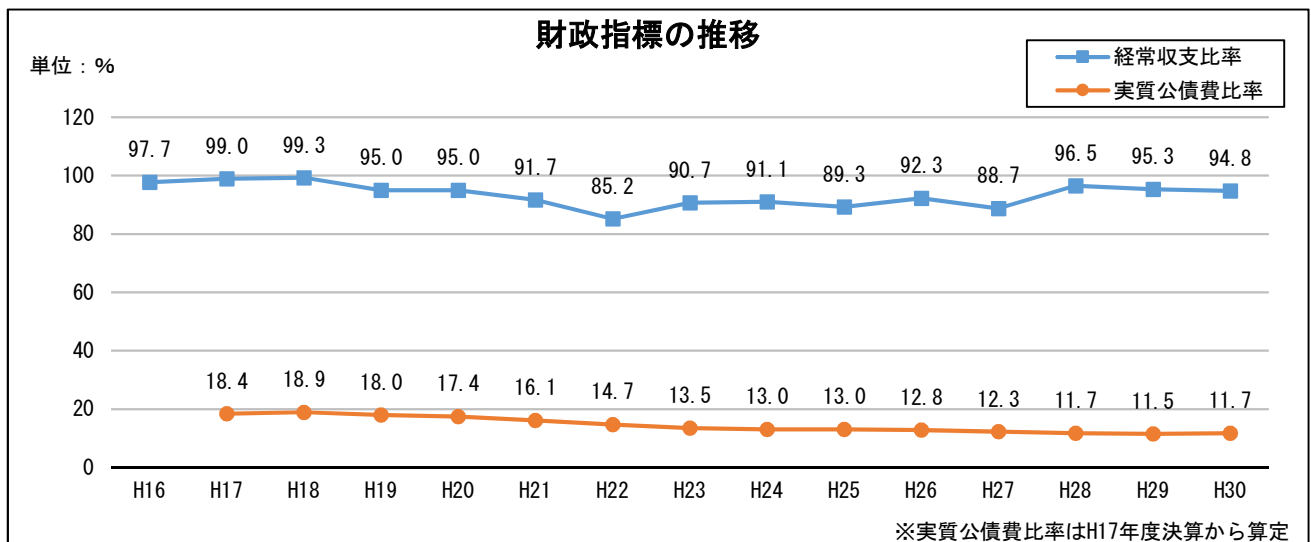
6 市債残高の状況

本市の市債残高は、合併初年度の 244 億円から、平成 30 年度には 168 億円まで減少しました。内訳では、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債が 28 億円から 55 億円に増加した一方、公共施設の建設等に充当する市債（以下「建設地方債等」と言う。）が普通建設事業費の抑制の取組みや過去に発行した高利率の市債の繰上償還等により、216 億円から 113 億円に大きく減少しました。市債は市の借金ですが、例えば、合併特例債（残高 44 億円）や過疎対策事業債（残高 24 億円）は元利償還額の 70%、臨時財政対策債はその 100%が普通交付税措置の対象となっており、市の自主財源で全てを負担するものではありません。



7 財政指標の推移

人件費、扶助費、公債費など、毎年固定的に支出される経常的経費に、市税や地方交付税など用途の制限がない一般財源がどの程度充てられているかを示す経常収支比率は、合併初年度の97.7%から平成22年度には85.2%に改善しましたが、最近では95%前後まで上昇しています。子育て施策の充実に伴う児童福祉費等の経費が増加する一方で、普通交付税の段階的縮減等による一般財源の減少が主な要因と考えられます。この比率が高いほど、政策的に使える一般財源が乏しい、財政構造が硬直化した状況を示しています。公営企業や一部事務組合への繰り出しを含めた公債費が、本市の財政規模に占める割合を示す実質公債費比率は、一時18.0%を超える危機的状況でしたが、平成20年度以降は低下し、平成30年度には11.7%に改善しています。この比率が25.0%を超えると早期健全化団体となり、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、公表するとともに都道府県知事へ報告するなど、財政的な制約が生じます。



8 公営企業への繰出しの状況

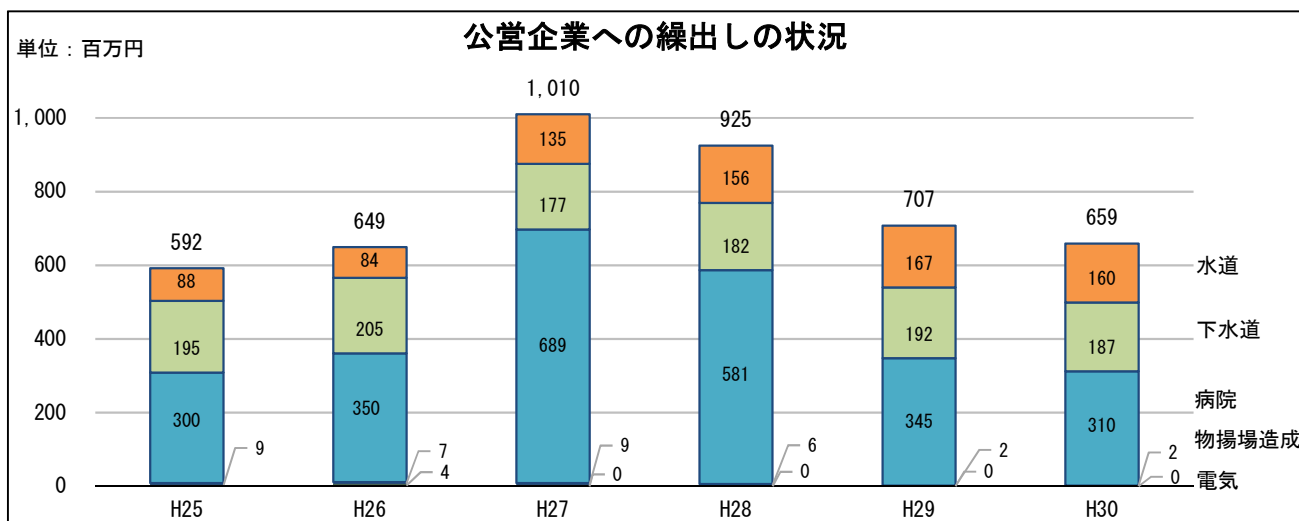
本市は、上水道事業、下水道事業、病院事業、電気事業、物揚場造成事業を公営企業会計で実施しています。公営企業は、その経営に必要な経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算制が原則です。

しかし、その性質上、企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難な経費等については、国が示す基準に沿って一般会計等が負担することとなっています。

平成25年度から平成30年度までの繰出しの状況は次のとおりです。

電気事業は、平成26年度の事業開始に伴い必要となった経費に対して4百万円を繰出したのみで、その後の繰出しはありません。物揚場造成事業は、企業債償還に係る経費に対して2百万円から9百万円を繰出していますが、今年度で完済の予定です。病院事業は、企業債償還・救急施設・看護学校の運営等に係る経費に対して毎年3億円程繰出しています。平成27年度と平成28年度の増加は、看護学校を改築したことに伴うものです。上水道事業と下水道

事業は、企業債償還に係る経費に対して1億円から2億円程繰出しています。施設整備等に要する多額の経費を利用者からの料金収入のみで賄うことは適当ではないため、適正な料金設定を超える部分について一般会計で負担しています。



Ⅲ 財政計画

1 歳入の見通し

(1) 市税

市税は、本市が自主的に収入できる自主財源の中で大きな割合を占めるもので、平成30年度決算では歳入全体の約12%、自主財源全体の約45%を占めています。

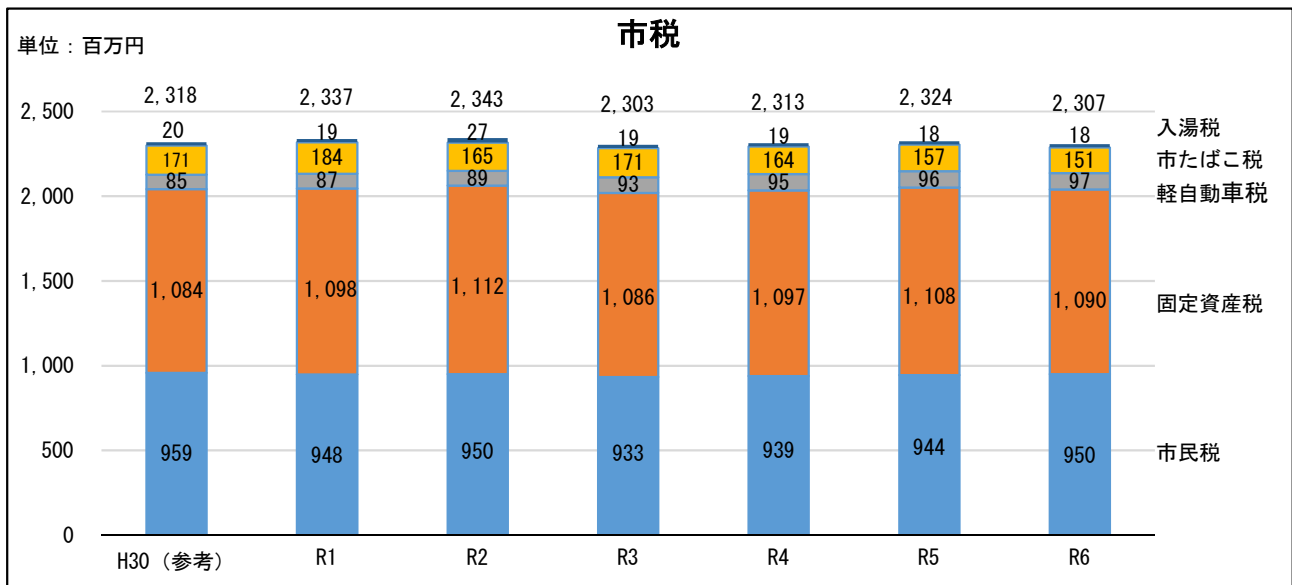
個人市民税については、熊本地震後の復興需要による増加は収束に向かうものとみられることから、熊本地震発災前の平成27年度以降の推移を基に推計しました。

法人市民税については、令和元年10月からの法人税割の税率変更(9.7%→6.0%)及び平成27年度以降の推移を基に推計しました。

固定資産税については、過去の推移から各年度において対前年度比1%の増加を見込み、令和3年度の評価替えについては平成30年度の下落率を用いて推計しました。

たばこ税については、分煙等に関する状況を踏まえて減少すると仮定し、軽自動車税及び入湯税はほぼ横ばいで推移すると仮定して推計しました。

その結果、23億円程度で横ばいの状況が見込まれます。



(2) 地方譲与税・各種交付金

地方譲与税は、本来地方税に属すべき税源を一旦国税として徴収し、これを国が自治体に対して譲与するものです。

自動車重量譲与税及び地方揮発油譲与税については、平成27年度以降の推移を基に、一定額で推計しました。

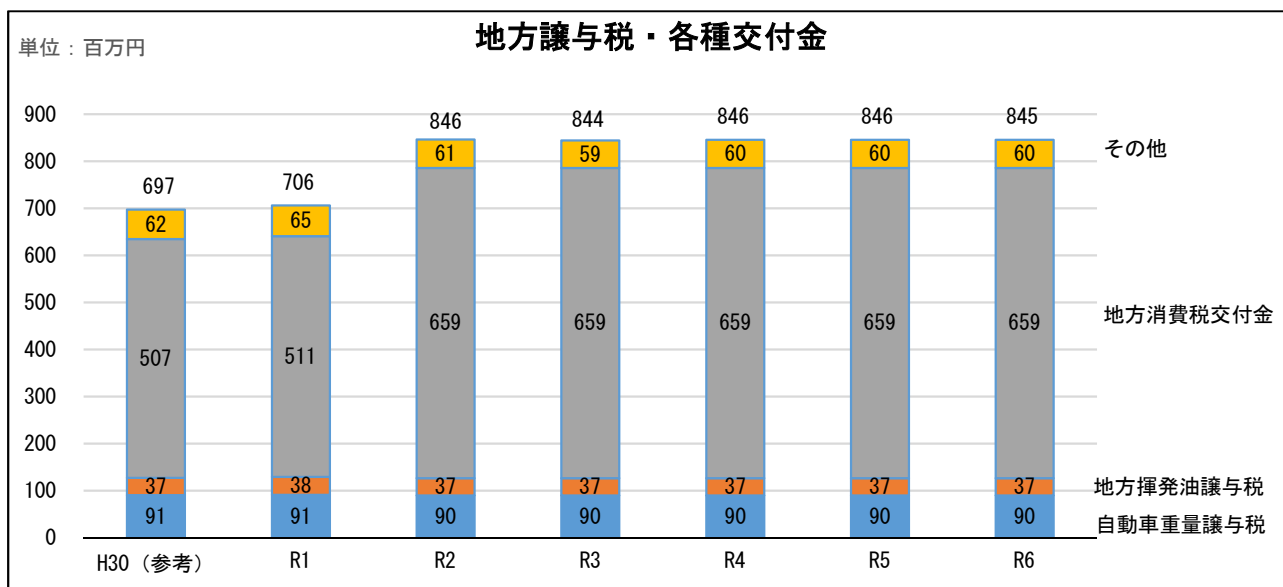
各種交付金は、本市では8種類あり、それぞれ以下のように推計しました。

地方消費税交付金については、令和元年度現計予算額を基に、同年10月からの税率引上げ(8%→10%、うち地方1.7%→2.2%)を踏まえて推計しました。

その他(利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、

自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金)については、ほぼ横ばいで推移すると仮定して推計しました。

その結果、令和2年度以降、8.5億円程度で横ばいの状況が見込まれます。



(3) 地方交付税

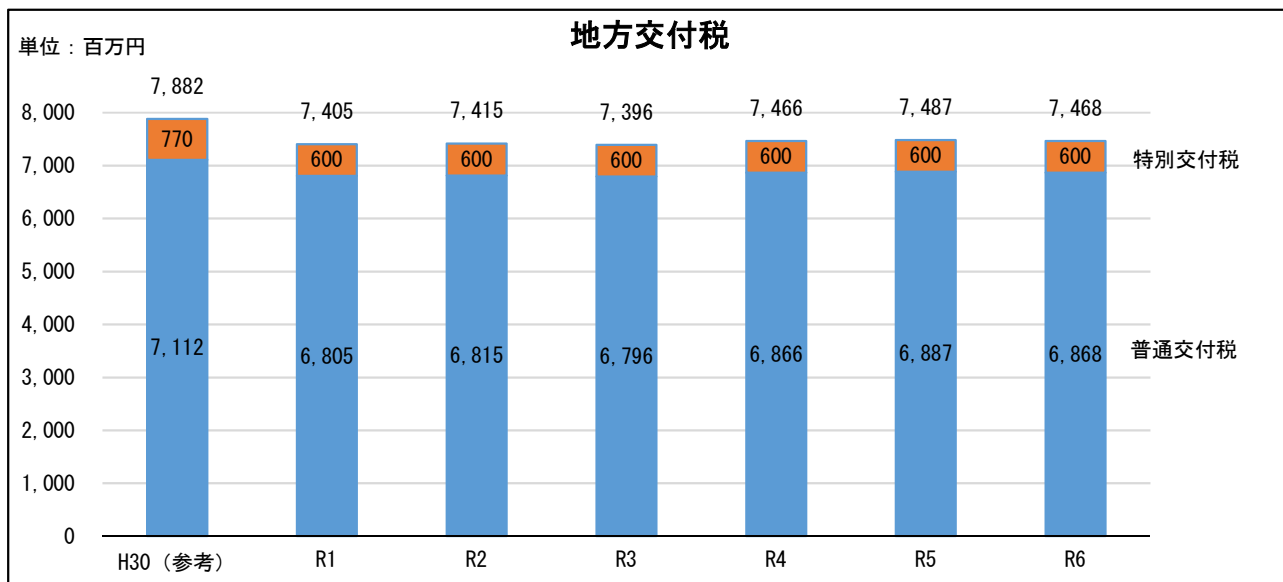
地方交付税は、財源不足の自治体に交付される普通交付税と、普通交付税では補足されない特別の財政需要に対して交付される特別交付税があります。

普通交付税については、一本算定化された令和元年度の交付額を基に、令和2年度に行われる国勢調査において予想される人口減少による減少と市債の元利償還金の増減に伴う影響を踏まえて推計しました。

なお、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債については、令和元年度の振替率を用いて算出しました。

特別交付税については、その年々の特別な財政需要により変動しますが、現時点で将来的に特別な財政需要は想定されないことから現状維持と仮定し、直近である令和元年度現計予算額を据え置きました。

その結果、74億円程度で横ばいの状況が見込まれます。



(4) 分担金・負担金、使用料・手数料

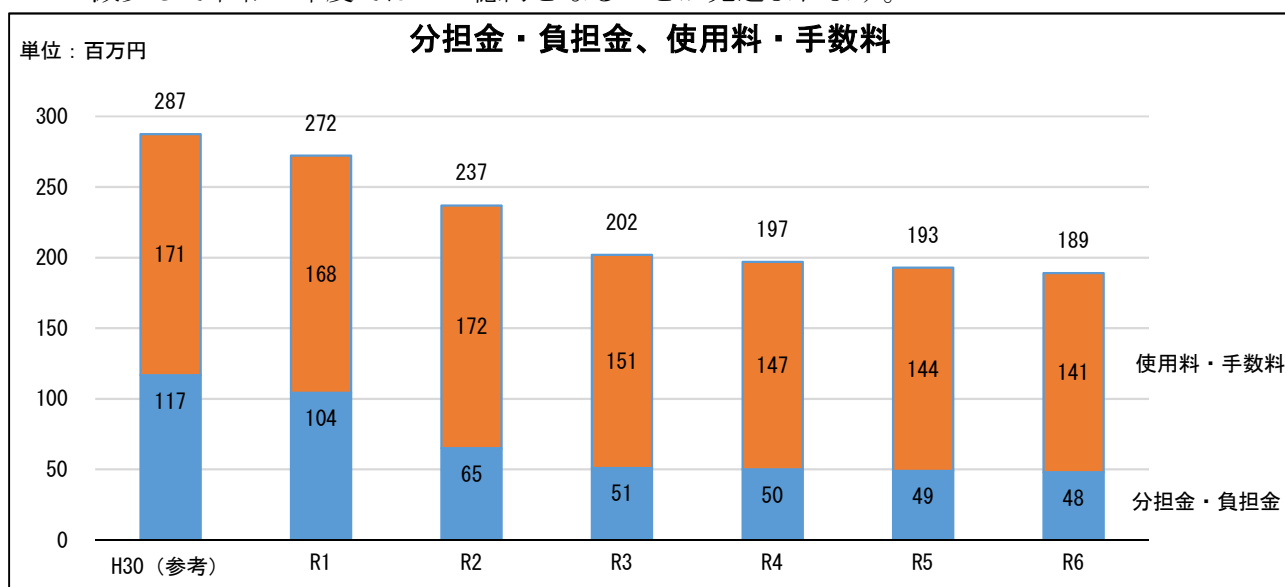
分担金・負担金は、自治体が行う事業により一定の利益を受ける方に、その受益の程度に応じて負担していただくものです。また、使用料・手数料は、公共施設の使用等の対価や、特定の方に対して行う行政サービスの対価として利用者からいただく実費負担的なものです。

分担金・負担金については、平成27年度以降の推移と、令和元年10月からスタートした幼児教育無償化に伴う私立保育園の利用者負担金の減少を踏まえて推計しました。

使用料・手数料については、平成27年度以降の推移と、分担金・負担金と同じく、幼児教育無償化に伴う市立保育園の利用料の減少を踏まえて推計しました。

また、令和元年10月からの消費税増税を踏まえ、適正な受益者負担の観点から手数料の見直しを想定して推計しました。

その結果、令和2年度にかけては幼児教育無償化の影響により減少し、その後もわずかに減少して令和6年度では1.9億円となることが見込まれます。

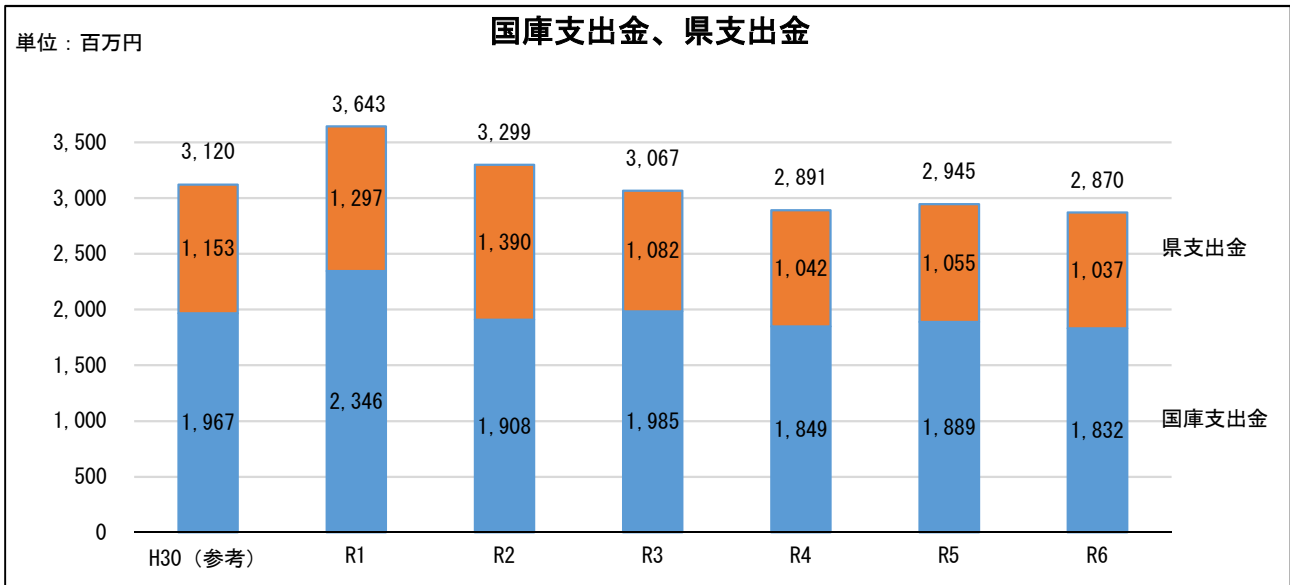


(5) 国庫支出金、県支出金

国庫支出金、県支出金は、自治体が行う特定の事業に対して、法令等や要綱に基づいて交付されるものです。

国庫支出金及び県支出金については、普通建設事業費（投資的経費）と、扶助費、物件費、補助費等（消費的経費）に分け、事業費総額に占める過去3カ年の国庫支出金、県支出金の割合を算出し、令和6年度までのそれぞれの事業費に乗じて推計しました。

その結果、普通建設事業費が年々減少する見込みであることに伴い、令和元年度の36.4億円を境に減少傾向となり、令和6年度では28.7億円に減少することが見込まれます。



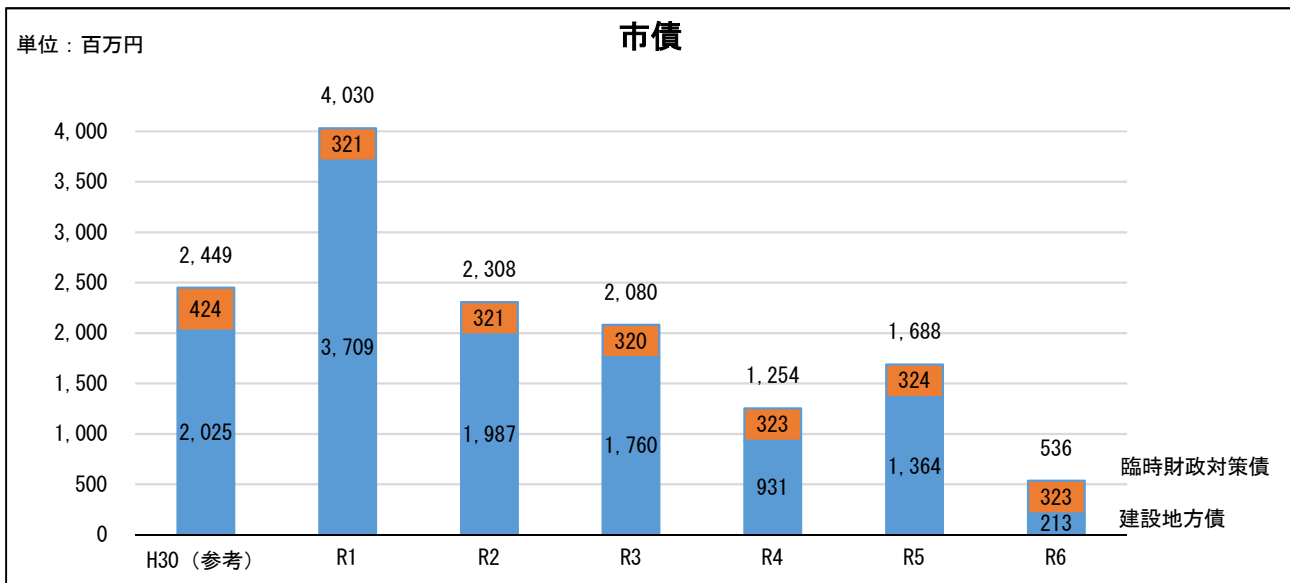
(6) 市債

市債は、本市が財政運営上必要とする資金を1会計年度を超えて外部から借り入れるものです。

建設地方債等については、普通建設事業費の見込みを基に、事業の実施予定年度ごとにその財源となる市債を算出して推計しました。

臨時財政対策債については、普通交付税の推計と同様に推計しました。

その結果、国庫支出金・県支出金と同様に、普通建設事業費が年々減少する見込みであることに伴い減少し、併せて、令和2年度が発行期限となる緊急防災・減債事業債、令和5年度が発行期限となる合併特例債などの影響により、令和元年度の40.3億円を境に減少傾向となり、令和6年度では5.4億円にまで大きく減少することが見込まれます。



(7) その他（財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、繰越金）

財産収入は貸付や売却による収入、基金利子等、寄附金はふるさと応援寄附金等、繰入金は基金繰入金等、諸収入は貸付金元金収入や雑入等、繰越金は前年度の決算剰余金です。

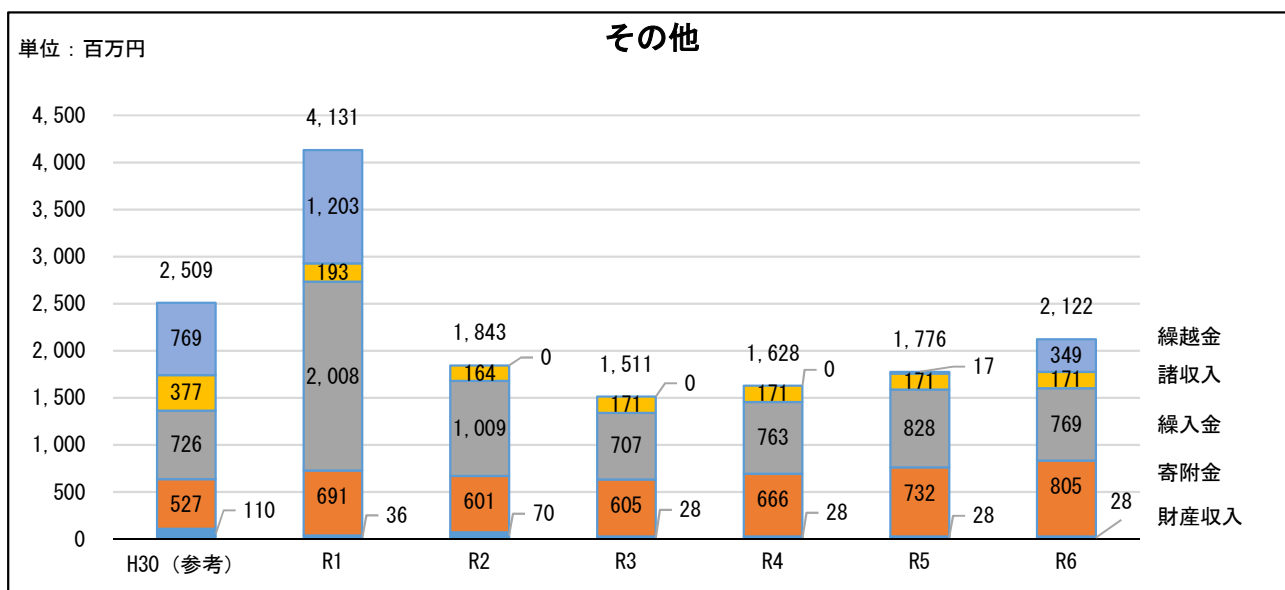
ふるさと応援寄附金については、直近の寄附額の推移を基に推計しました。

繰入金については、公共施設マネジメント基金など、特定目的基金の繰入見込みを積算して推計しました。なお、財政収支の赤字を補填するための財政調整基金繰入金は、財政運営の結果として繰入れるものであるため、令和3年度以降は推計に含みません。

繰越金については、財政収支の黒字額と同額です。

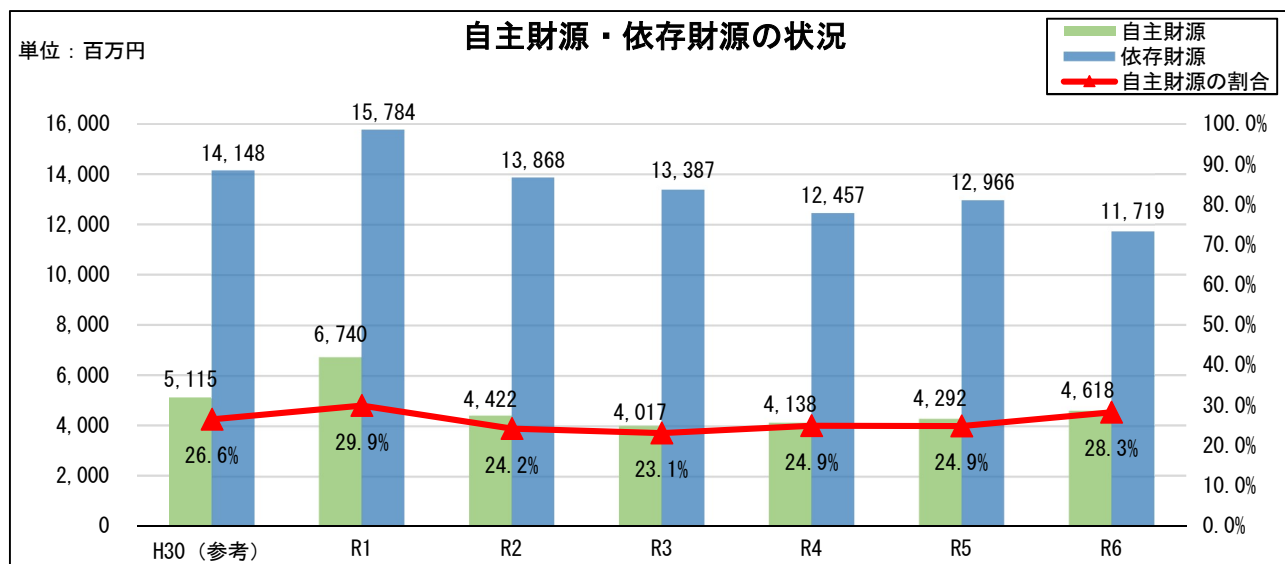
その他については、過去の推移を基に今後の見込み等を考慮して推計しました。

その結果、令和3年度以降、寄附金以外はほぼ横ばいの状況が見込まれます。



2 自主財源・依存財源の状況

歳入に占める自主財源の割合は、25%前後でほぼ横ばいで推移することが見込まれ、改善は難しい状況にあります。



3 歳出の見通し

(1) 人件費、扶助費、公債費（義務的経費）

人件費は、職員の給料及び手当、議員や各種委員会委員等の報酬等の経費です。

職員の給料及び手当については、定員管理計画による職員数及び退職者数の見込みから推計しました。

報酬等については、令和2年度からの会計年度任用職員制度への移行を踏まえて推計しました。

その結果、職員数は合併当初と比較して120人以上削減していることなどからこれ以上の削減は見込めず、28億円程度で横ばいの状況が見込まれます。

② 扶助費

扶助費は、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者等に対し、主に法令等に基づいて実施する事業に要する経費です。

扶助費については、過去3カ年の推移と、対象となる受給者数等の見込みを踏まえて推計しました。

その結果、少子化の影響による児童手当の減少等により、令和2年度の31.3億円を境に減少し、令和6年度には29.2億円となることが見込まれます。

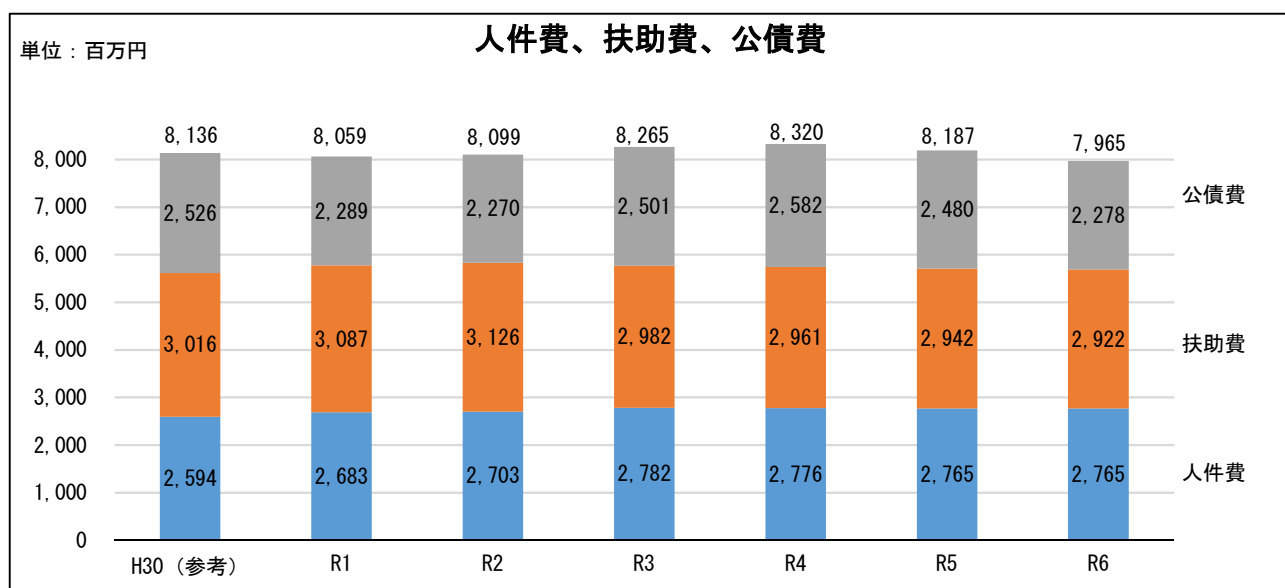
③ 公債費

公債費は、市債の元利償還に要する経費です。

公債費については、過去に発行した市債の元利償還予定額と、今年度以降に発行を見込んでいる市債の元利償還見込額とを合算して算出しました。

その結果、令和4年度に25.8億円まで増加しますが、その後は減少し、令和6年度には22.8億円となることが見込まれます。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費全体では、令和4年度にかけて83.2億円まで増加しますが、その後は減少に転じ、令和6年度では79.7億円となることが見込まれます。



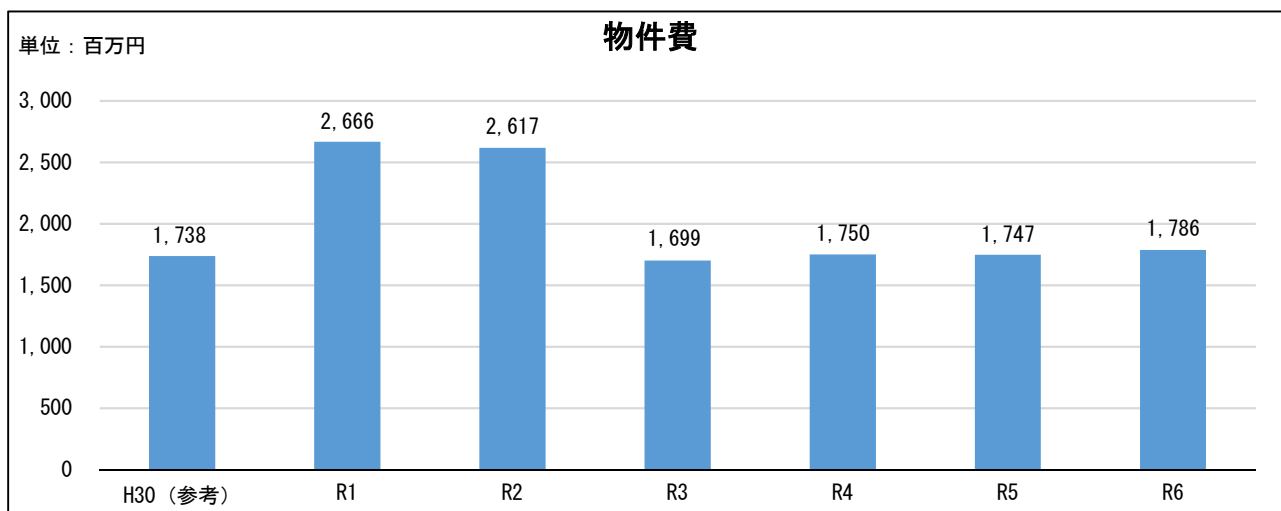
(2) 物件費

物件費は、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料等の経費です。このうち、賃金は、会計年度任用職員制度移行に伴い、令和元年度限りで廃止されます。

委託料については、今後の執行予定額を事業ごとに積算して推計しました。

その他は、過去の推移を基に、消費税増税の影響を踏まえて推計しました。

令和元年度と令和2年度は、公衆無線LAN環境整備委託事業や公共施設長寿命化計画策定委託事業等の実施により大きく増加しています。令和3年度以降は、17億円程度で横ばいの状況が見込まれます。

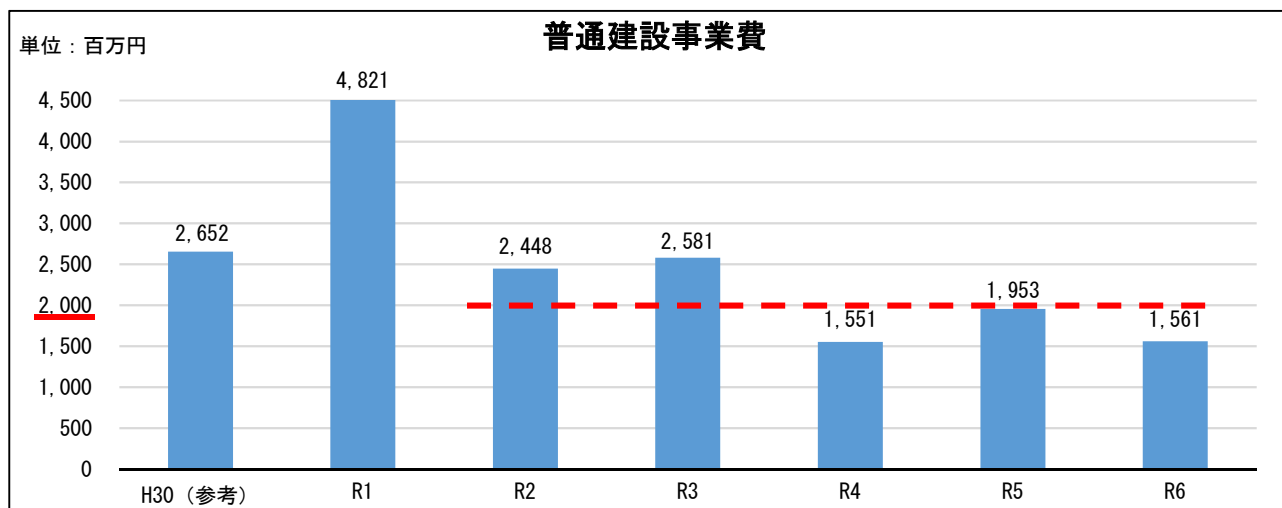


(3) 普通建設事業費

普通建設事業費は、公共土木施設、農林水産施設、学校施設等の公共施設や庁舎等の公用施設の整備や維持補修に要する経費です。

普通建設事業費については、事業実施に当たり、毎年度、普通建設事業計画を策定し、計画的に事業を実施しています。近年では、合併特例債の発行期限が迫る中、重点的に予算を配分しているため、事業費が大きくなっています。

推計にあたっては、公共施設等総合管理計画アクションプランや普通建設事業計画を基に、現時点において計画している全事業を対象に推計しました。令和2年度から令和5年度までの事業費を平準化した場合、毎年20億円程度となりますが、合併特例債の発行期限後となる令和6年度では15.6億円となり、大幅に減少することが見込まれます。



(4) 繰出金

繰出金は、一般会計から国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、物揚場造成事業特別会計へ運営経費等を繰出す経費です。

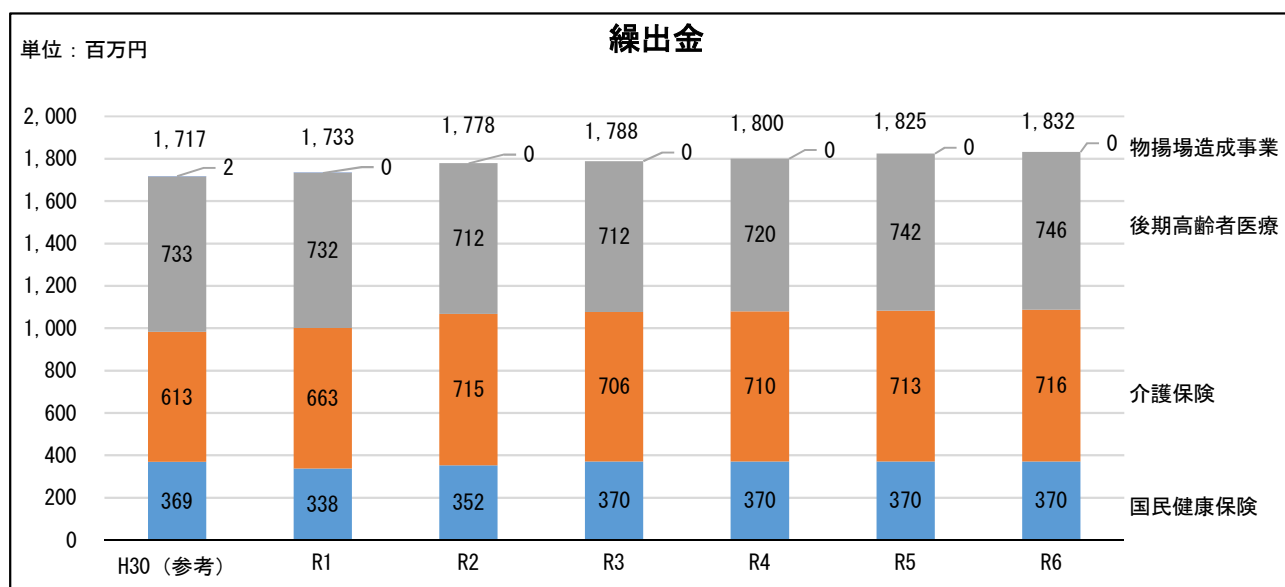
国民健康保険特別会計については、過去の推移から一定額を据え置いて推計しました。

介護保険特別会計については、令和元年9月からの介護報酬改定の影響と、過去の推移を基に推計しました。

後期高齢者医療特別会計については、近年の被保険者数の動向と過去の推移等を踏まえて推計しました。

物揚場造成事業特別会計は、対象となる市債の償還が令和元年度で完了することから、今後の繰出しはありません。

その結果、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金がそれぞれ増加することから、令和元年度の17.3億円から令和6年度では18.3億円になることが見込まれます。



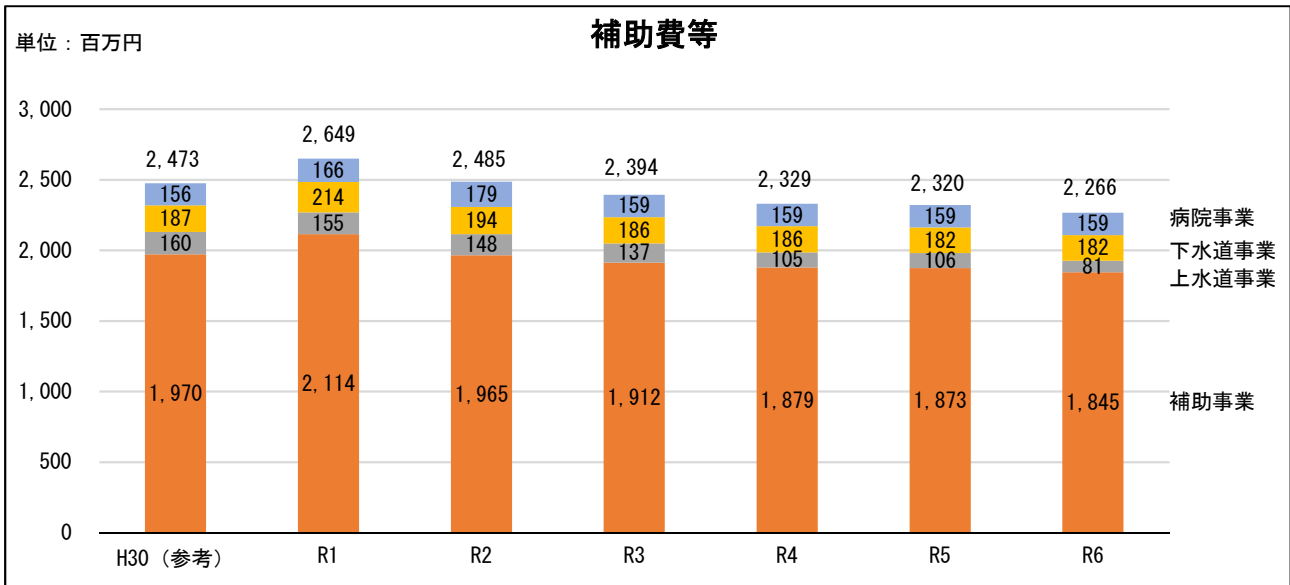
(5) 補助費等

補助費等は、法令や市の要綱等に基づき事業者等に対して補助金を交付するものや一部事務組合に対して共同事業の負担金として支払う経費（以下、「補助事業等」と言う。）のほか、地方公営企業である上水道事業、下水道事業、病院事業に対して繰出基準に基づき一般会計から繰出す経費があります。

補助事業等については、国や県の各種補助制度の動向、市独自の補助金については、平成25年3月に策定した補助金ガイドラインに基づく見直しの状況を踏まえ、今後の所要見込額を積算して推計しました。

公営企業への繰出金については、各公営企業において策定した経営戦略に沿った取組みや事務事業の見直し等を踏まえて推計しました。

その結果、令和元年度の26.5億円から徐々に減少し、令和6年度では22.7億円になることが見込まれます。



(6) その他

その他は、公共施設等の維持補修費、積立金、出資・貸付金、災害復旧費があります。

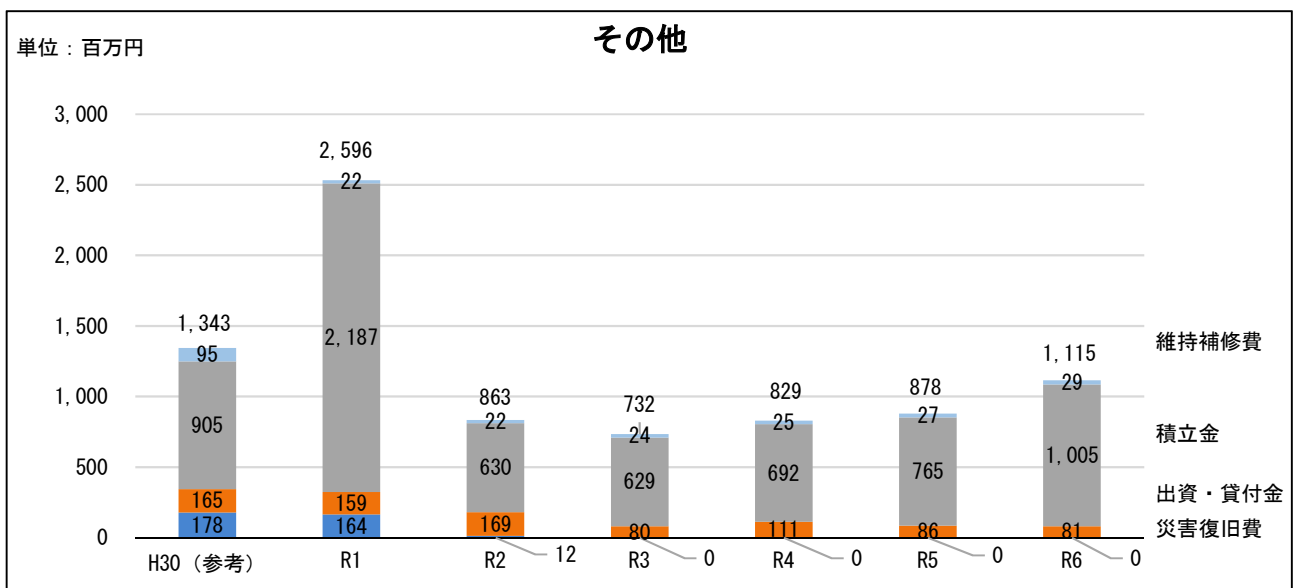
維持補修費については、施設の老朽化等の影響により、過去の推移において年々増加傾向にあることを踏まえて推計しました

積立金については、特定目的基金への積立に係る所要見込額と、毎年度の決算剰余金の財政調整基金への積立を見込んで推計しました。

出資・貸付金については、病院事業に対する市債償還の出資金と、奨学資金貸付金の所要見込額を算出して推計しました。

災害復旧費については、令和3年度以降は計上していません。

令和元年度は、公共施設マネジメント基金を10億円積立てたことにより増加しています。令和3年度以降は、ふるさと応援寄附金の積立てにより徐々に増加することが見込まれます。



4 収支の見通し

(1) 今後の財政収支の見通し

令和元年度から令和6年度までの財政収支の見通しは次のとおりです。

令和元年度と令和2年度は予算額を記載しているため収支差額はありますが、令和3年度は56百万円の赤字となり、財政調整基金を取り崩して補填する必要があります。

令和4年度は17百万円の黒字、令和5年度は3億49百万円の黒字となりますが、合併特例債が発行できなくなる令和6年度には1億87百万円の赤字となり、非常に厳しい財政状況となることが懸念されます。

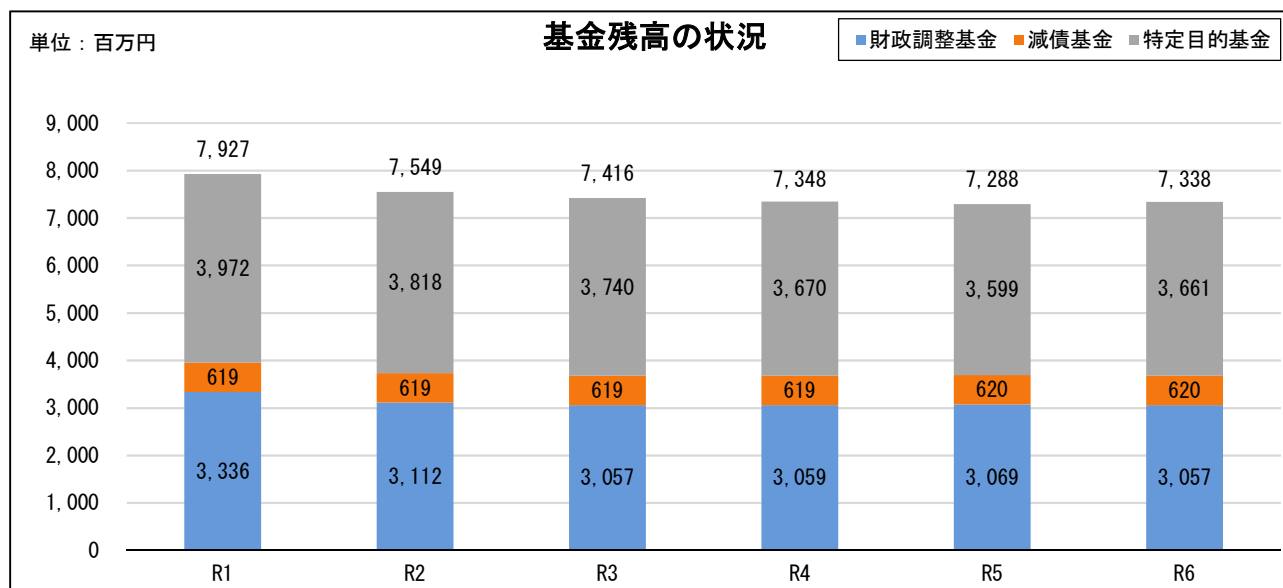


(2) 基金残高の見通し

基金残高については、令和元年度が79億27百万円、令和2年度が75億49百万円、令和3年度が74億16百万円、令和4年度が73億48百万円、令和5年度が72億88百万円にそれぞれ減少します。

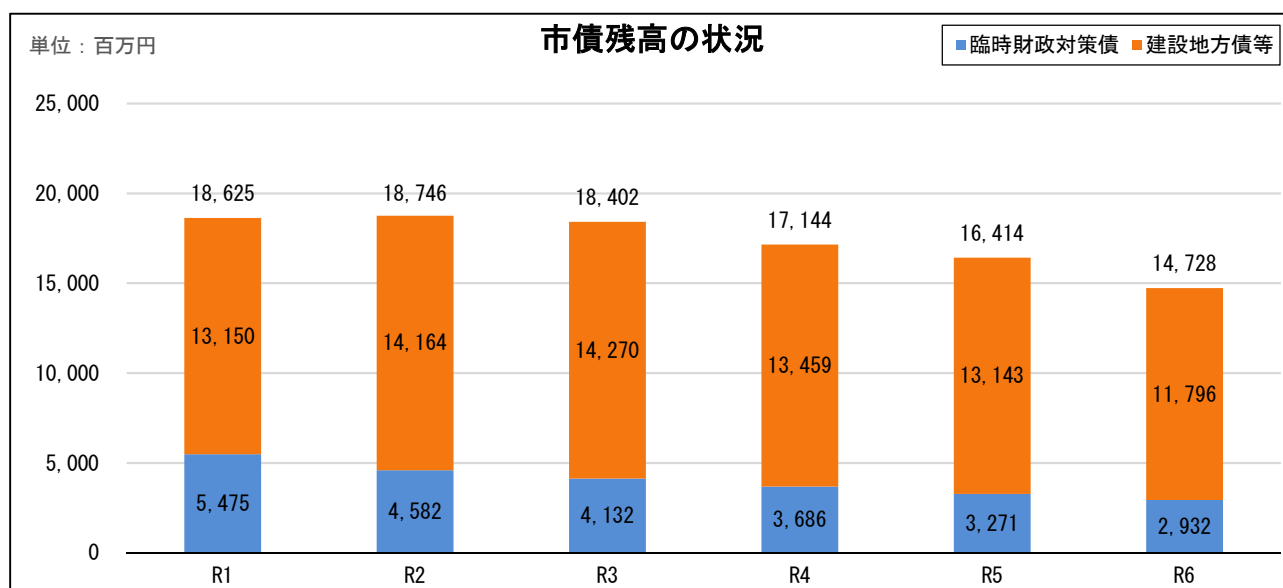
内訳では、財政調整基金について、令和元年度から令和3年度及び令和6年度の収支差額を補填するために取崩すことから、令和6年度には30億57百万円となります。

特定目的基金について、ふるさと応援基金が増加する一方、公共施設マネジメント基金や地域振興基金を取崩すことから、令和6年度には36億61百万円となります。



(3) 市債残高の見通し

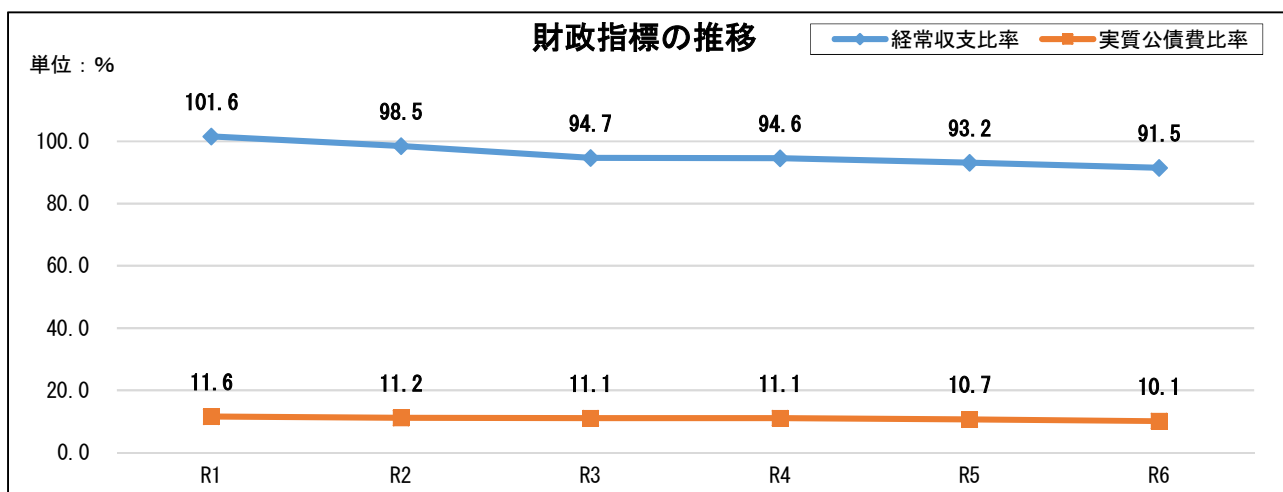
市債残高については、令和元年度が186億25百万円、令和2年度が187億46百万円に増加しますが、その後は市債発行が減少するため、令和6年度には147億28百万円となります。



(4) 財政指標の見通し

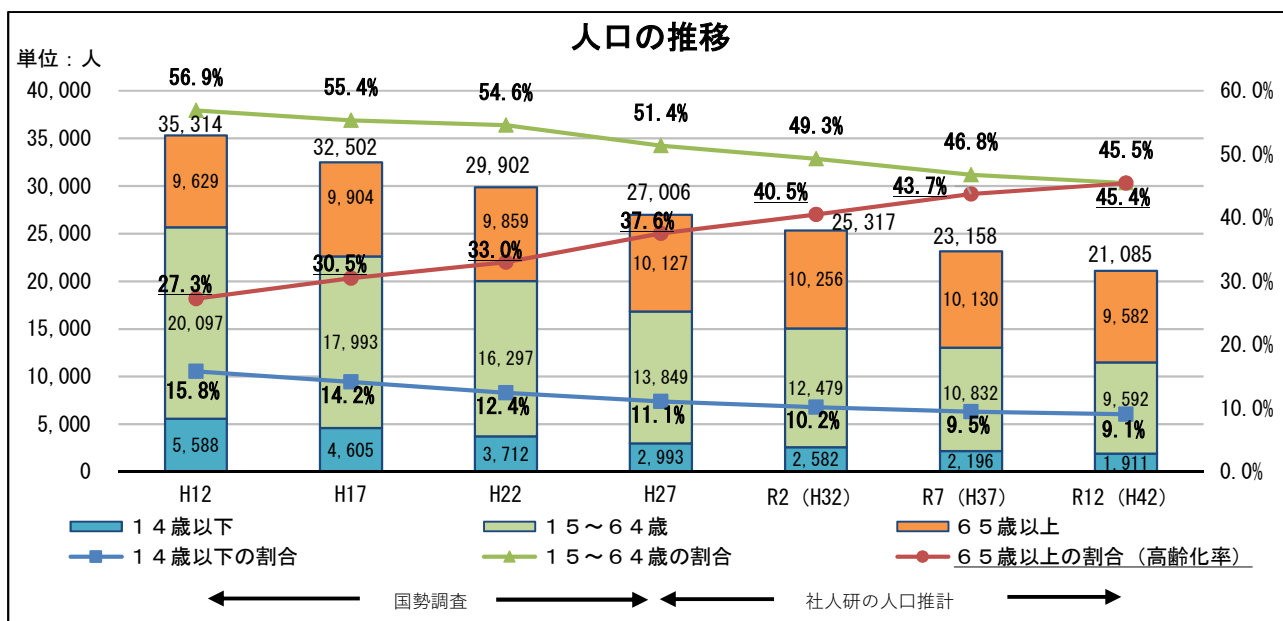
経常収支比率については、地方税や地方交付税等の経常一般財源等は増収が見込めず横ばい傾向である一方、義務的経費、物件費、繰出金等は増加することが見込まれるため、しばらくは高い水準で推移することが見込まれます。その後は、公債費の減少等により、令和6年度には91.5%に改善すると見込んでいます。

実質公債費比率については、市債発行額が令和元年度の約40億円をピークに大きく減少することや、市債残高の多くが元利償還金に対する普通交付税措置率が高い合併特例債や過疎対策事業債であり、本市の実質的な負担は小さいことから、令和6年度には10.1%に下がると見込んでいます。



5 本市人口の推移

本市の人口は平成12年度が35,314人、平成17年度が32,502人、平成22年度が29,902人、平成27年度が27,006人と減少しています。65歳以上の高齢者が占める割合は年々増加し、高齢化が進んでいますが、高齢者数は減少しています。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による人口推計では、総人口は5年ごとに2,000人程度が減少し、令和7年度には23,158人になると予想されており、本市の財政規模は今後縮小に向かうことがうかがえます。



6 健全な財政運営に向けた取組み方針

(1) 目標値について

財政計画の上位計画である「第2次総合計画（後期基本計画）」において、令和5年度までの成果目標として、次の項目を掲げています。

【経常収支比率】 令和5年度目標：95.0%

【実質公債費比率】 令和5年度目標：15.0%

(2) 取組み方針について

令和5年度における経常収支比率は、成果目標である95.0%をこらうじて達成できる見込みですが、依然として高い水準にあります。

また、実質公債費比率についても、成果目標未滿を維持できる見込みですが、公共施設等の維持管理や老朽化対策等に多額の費用が見込まれる中、合併特例債等の有利な地方債が活用できない状況においては、これまでの投資に重点化した予算から必要最小限の投資へと転換する必要があります。

財政収支の見通しでは、令和6年度に収支差額が1億87百万円の赤字となり、財政調整基金による赤字補填を行わなければならない非常に厳しい財政状況が懸念されます。

このため、更なる歳入確保及び歳出削減に向け、上天草市行政改革実施計画（以下、「行政改革実施計画」と言う。）、上天草市公共施設等総合管理計画アクションプラン（以下、「アクションプラン」と言う。）において取組目標を設定したうえで、対策を講じます。

(3) 具体的な対策について

① 行政改革実施計画に基づく対策

ア 収納向上対策連絡会議の活用により各収納担当課と連携を図り、滞納の未然防止及び収納率の向上による市税等の自主財源を確保する。

イ 分担金、負担金、使用料等について、適正な受益者負担を求めるため、原価コストを反映した適切な料金設定となるよう見直す。

ウ 資金の長期的かつ積極的な運用により、運用益を獲得する。

エ ふるさと応援寄附金の増加に向けた取組みを推進する。

オ 補助金ガイドラインに基づき、各補助事業の内容及び効果を検証し、補助対象や補助率の見直しと、終期設定の検討を行う。

カ 普通建設事業について、必要性、事業規模や実施時期等の精査を行い、財政規模に応じて計画的な実施を図る。

キ 市債の新規発行について、経常収支比率及び実質公債費比率を踏まえたうえで、世代間負担の公平化を図るため、適正な発行額と償還期間を設定する。

② アクションプランに基づく対策

ア アクションプラン及び個別施設計画に基づき、スリムで効率的な行政運営を行うた

め、適正な施設規模及び配置の見直しや合理化に長期的な視点で取り組む。

イ 計画的な施設整備や長寿命化を図ることにより、維持管理コストの縮減や平準化に取り組む。

ウ 合理化により不要となる公有財産を売却し、その財源を公共施設マネジメント基金に積立てる。

③ その他の対策

ア 財政調整基金を適正規模確保したうえで、将来的な支出に備えて特定目的基金へ計画的な積立てを行う。

イ 今後の国における地方財政対策を注視し、経済対策に伴う補助制度や有利な地方債等の情報収集に努め、適時に事業を実施することで本市負担を抑制する。

ウ 特別会計における事務事業の見直しや、企業会計における経営健全化計画に基づく取組み等により、一般会計から特別会計及び企業会計への繰出金を抑制する。

エ 本市財政の将来見通し等に係る全庁全職員の意識の共有化を図り、健全な財政運営に向けメリハリのある予算編成を行う。

(4) 財政収支の見直しについて

本計画策定後の社会情勢の変化や国・県等による法令や制度改正等を注視するとともに、歳入確保及び歳出削減に向けた取組みの成果、毎年度の決算状況等を勘案したうえで、市民の多様化したニーズや時代の変化に柔軟に対応していくため、財政収支については毎年度、見直すものとします。